

令和2年9月8日

国土交通省住宅局  
建築指導課長 殿

一般社団法人 住宅生産団体連合会  
建築規制合理化委員会  
委員長 有吉 善則

### 建築関係法令の整備に関する要望書

国土交通省住宅局建築指導課におかれましては、日ごろより、建築関係法令の整備と運用に関しご尽力頂きありがとうございます。

(一社)住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会は、住宅関係法令のうち、早期の解決が望まれるものや、合理化すべきと考えられる事項を、昨年来 会員団体より募り、以下4項目に集約いたしました。

1. 建築士法における重要事項説明の IT 技術活用の本格導入の早期化(P1)
2. 排煙設備の緩和告示等における“下地を不燃材で造る“の解釈の明確化(P2)
3. 展示場住宅へのホームエレベーター設置(P7)
4. エレベーター設置申請に関する行政毎の独自様式追加書類の全国統一化(P14)

これらの課題の解決について、さらなるご尽力を頂きたいようお願い申し上げます。

令和3年度(2020年)住団連・建築規制合理化要望提案書

◇ 建築士法における重要事項説明のIT技術活用の本格導入の早期化

(起案者: 積水化学工業 起案団体: プレハブ建築協会 分類: 手続き)

◇ 現状・課題

建築士法が定める重要事項説明は、一般にショールーム・展示場などの拠点や顧客宅で行われ、顧客の要望により請負契約と同時に実施することが多い。

繁忙期に集中しがちであるため、建築士事務所の体制により対応が難しい場合がある。

(主な課題)

- ・顧客に移動等の負担をかける場合がある
- ・担当建築士の都合上、顧客の希望する日程で説明できない場合がある
- ・遠方からの顧客、車椅子等を利用する顧客に負担をかける場合がある
- ・建築士の移動が多く、設計・工事監理等含めた技術系業務全体の生産性に影響がある

※特に、新たな課題として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面によらない方法が、顧客、事業者双方から求められることが多くなる可能性がある。

近年のIT通信技術の進歩により、建築主と説明を実施する建築士が離れた場所においても、テレビ会議等の技術を使うことにより、対面で行うのと比して遜色がない説明ができるようになった。

国の動きとして、現在、以下のIT活用推進事例がある。

- ① 宅地建物取引業法における不動産取引の重要事項説明に関して、賃貸取引についてはIT活用は平成29年10月1日から始まっており、個人を含む売買取引における社会実験が現在実施中である。
- ② 「ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の実施について」(令和2年5月1日付国住指第231号)において、当面の暫定的な措置が示され、運用されている。
- ③ 「ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の社会実験について」(令和2年6月10日付事務連絡)により、社会実験が開始し、多くの住宅事業者が参加している。

◇ 要望・提案

すでに一部実施可能となった不動産取引におけるIT重説や、現在実施中の建築士法におけるIT重説社会実験の状況を踏まえ、建築士法におけるIT重説の本格導入の早期実現を要望します。

◇ 理由等

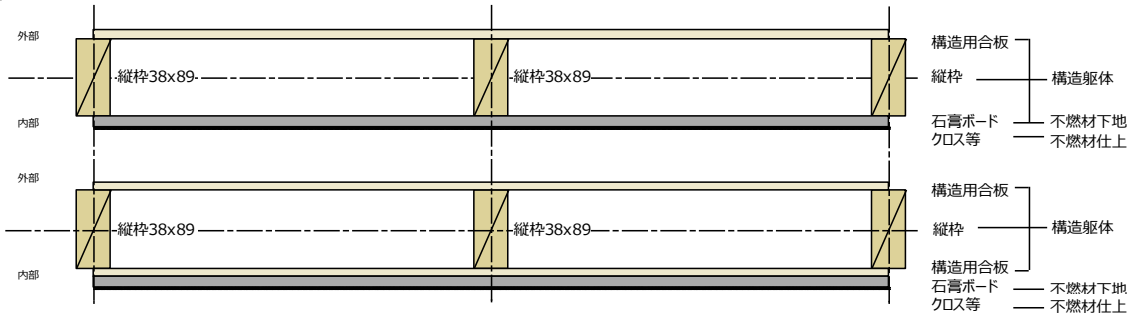
- ・政府が進めるデジタルガバメント実行計画に沿った内容である。
- ・働き方改革に寄与する内容である。
- ・新しい生活様式の一つとして、今後、顧客、事業者双方から求められる可能性がある。
- ・住団連が制定した「住宅業界における感染予防ガイドライン」(令和2年5月21日)において、住宅展示場等での感染予防対策をさらに推し進める対策となるものである。

◇ 排煙設備の緩和告示等における“下地を不燃材で造る”の解釈の明確化  
 (起案者:三井ホーム(株) 起案団体:2×4協会 分類:防耐火・避難 内装制限)

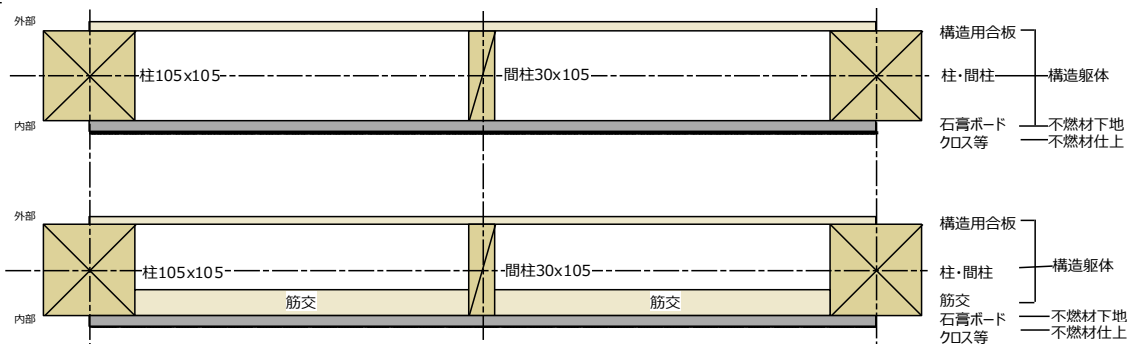
◇ 現状・課題

平成12年建設省告第1436号第四号-二(4)には、避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、「床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの」が定められているが、木造建物等についての特定行政庁、確認審査機関に解釈のばらつきがある。

・ 枠組壁工法の壁の一般的な層構成



・ 軸組工法の壁の一般的な層構成



「建築物の防火避難規定の解説 2016」P126 囲み解説部分に「下地とは壁にあっては仕上げ材のボード類を取り付ける間柱や胴縁、天井にあっては吊り木、野縁を指す」との記載があるため特定行政庁、確認機関によっては、「下地」に「間柱・縦枠」が該当するとし、石膏ボードは「仕上げ」とみなし、「下地」が不燃材ではないとする場合がある。

このとき、木造建物の壁に石膏ボードまで施工後、さらに部屋内側に軽量鉄骨等の不燃材料で軸組を作り、改めて石膏ボードを施工するような指導がある。

天井にあっては防火被覆を取り付けるため必要な吊り木、野縁が存在しており、防火規制上準耐火、耐火構造を満足しているにも関わらず下地不燃が成立しない。鉄骨造においても、上記の整理に従うと、壁の間柱や胴縁、天井の吊り木や野縁に木を使用することができなくなる。

また「2006～2015 までの同書の質問と回答」P185 に記載されているケースも準耐火構造の場合には認められるとされてるが石膏ボードが仕上げとの定義の中での解説となっている。

◇ **要望・提案**

木造建物等について、「軸組・間柱・縦枠・構造用面材・筋交・胴縁・吊り木・野縁等」(以下:「木構造部」という)において構造的部材または防火被覆を留めつける部材として使用されている部材は「下地」から除外していただき、防火被覆部分を下地として整理いただきたい。

◇ **理由等**

木造の建物では枠組・軸組共、現在の解釈で下地不燃の下地が「仮称木構造部」と解釈された場合は、無駄な軽量鉄骨を施工することになる、また鉄骨造等の非木造建物では内装壁の防火被覆を留めつける部材に木材を使用できないことになる。石膏ボード等の防火被覆(不燃材料)で「下地不燃」が明確になれば、コスト削減、建設促進にも寄与すると考えられる。

## 建設省告示 1436 号 「下地を不燃材・準不燃材表記箇所」

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1436 号  
最終改正 平成 27 年 3 月 27 日 国土交通省告示第 442 号

### 四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分

ニ 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては（一）又は（二）に、居室にあつては（三）又は（四）に該当するもの

- （一） 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第百十二条第十四項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの
- （二） 床面積が百平方メートル以下で、令第百二十六条の二第一項に掲げる防煙壁により区画されたもの
- （三） 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第百十二条第十四項第一号に規定する構造であるものによって区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの
- （四） 床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの

[法第36条] 防火区画

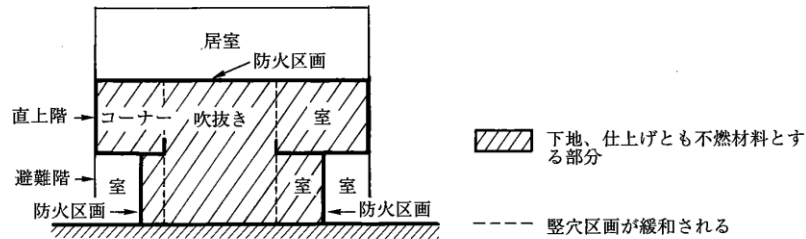


法第36条  
令第112条第9項第一号

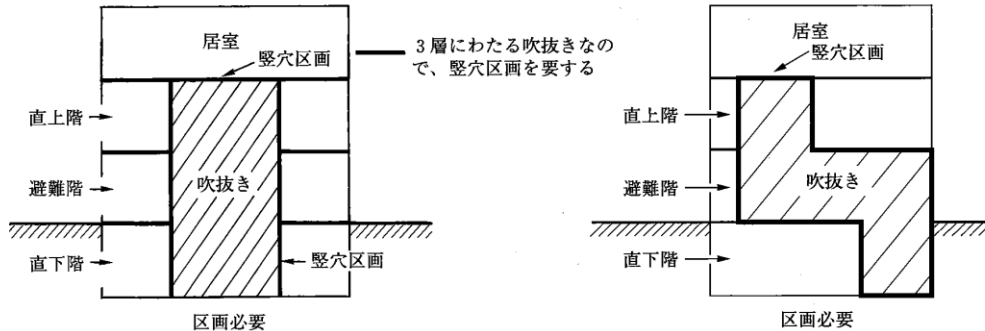
### 39 竪穴区画

#### 4) 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きの範囲

- ① 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜き部分として区画を免除した場合の内装制限の範囲は、単に吹抜き部分のみでは不十分であるので、吹抜き部分と一体となっている空間すべてを内装制限の対象とする。なお、下地、仕上げを不燃材料で行うべき範囲は当該吹抜きを含めて、準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備若しくは両面20分の防火設備で区画された部分のすべてのものとする。



- ② 避難階の直上階又は直下階のみに通ずる吹抜き部分とは、避難階と直上階又は避難階と直下階のそれぞれ2層にわたる空間のみをいい、避難階の直下階から直上階までの3層にわたるものは緩和の対象とはならない。



2層だけに通ずる吹抜き部分や階段部分について、その部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ及び下地を不燃材料とすることで、他の部分の延焼を防ぐとともに所要の避難の安全性を確保するものである。

なお下地とは、壁にあっては仕上げ材のボード類を取り付ける間柱や胴縁、天井にあってはつり木や野縁を指す。

関連告示	
参考	昭和44年5月1日住指発第149号

参 13. 平成18年（2006年）～平成27年（2015年）までの質問と回答

番号	頁	項目	質 問	回 答	
57	P.84	排煙告示	「廊下」における「室」としての排煙設備の適用の可否（緩和）について ① 「ホテル（31mを超える部分）」において、「廊下も含め100㎡以内ごとに防火区画」がされていれば、「令第126条の2第1項第一号」の適用を受けて『廊下』の排煙設備は『不要』としてよいか。 ② 主要都市等では、「廊下」を「室」として認めていない例が見受けられるが、この場合は、その都市行政の指針等を守らなければならないのか。	① 貴見のとおりであるが、避難上、より高い安全次数を求められる廊下を防火設備等で区画することは好ましい計画ではない。 ② 主要都市においては、従前からの取扱いを踏まえ、地域の特殊性を反映した独自の基準もある。個別の建築計画の判断は申請先が行うこととされており、申請先と排煙計画について十分協議をしてほしい。	H21
58	P.84	排煙告示	平12建告第1436号の第四号ハ(4)の下地について ① P.126解説に記載があるとおりの“下地”には間柱や胴縁も含まれるのか。 ② P.101解説と同様に、平12建告第1436号の第四号ハ(4)は1.2m以下の部分についても仕上、下地不燃が適用されるか。	① 記載のとおりである。 ② 貴見のとおりである。	H21
59	P.84	排煙告示	平成12年建設省告示第1436号の第四号ハ(3)の「床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁…」とは、耐火建築物においても準耐火構造で良いと考えて、差し支えないか。	耐火建築物であれば耐火構造の床若しくは壁で区画しなければならない。	H23
60	P.84	排煙告示	第四号ハ(4)を適用するための壁の下地、仕上げとも不燃とする部分には、床面からの高さ1.2m以下の部分も含めるとしてよいか。	貴見のとおりである。	H23
61	P.84	排煙告示	平成12年建設省告示第1436号の第四号ハ(4)では「…仕上げ材を不燃材でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの」と記載されているが、壁及び天井の部分を木造の準耐火構造で造り、仕上げを不燃材料で造る場合も、これと同等とみなして適用ができるか。	仕上げ材が平成21年国土交通省告示第225号第1第一号イ(2)(i)～(iii)に定める不燃材料（いわゆる「特別仕様の不燃材料」）であれば適用は可能である。	H25
62	P.84	排煙告示	No61（H25）質問と回答について、仕上げ材を準耐火構造の構成材（特別仕様の不燃材料の場合）と兼ねる場合も可能か。	可能である。	H26
63	P.84	排煙告示	解説6行目「避難安全検証法の適用対象建築物については、廊下も室として扱うことができる。」とあるが、この避難安全検証法の適用対象建築物とは、以下の2つのどちらと考えればよいか。 ① 検証法で計算することのできる建築物 ② 検証法で計算した建築物	①である。	H26

## 令和3年度（2020年）住団連・建築規制合理化要望提案書

### ◇ 展示場住宅へのホームエレベーター設置

（起案者：パナソニック（株） 起案団体：日本木造住宅産業協会分類：住宅設備）

#### ◇ 現状・課題

総合住宅展示場における住宅展示場（モデルハウス）は、建築基準法に基づく用途が、特定行政庁によって、「展示場」「事務所」「店舗」等に分類され、特殊建築物として取り扱われる事がある。住宅用のホームエレベーターを展示する目的でありながら、建築物の用途によっては、小型エレベーターの設置とすることが求められる等、本来の仕様とは乖離する場合や、ホームエレベーター等の住宅設備が設置できない場合が生じている。

3階建や多層階の住宅展示場が増える中で、ホームエレベーターは住宅設備でありながら、住宅展示場に設置が可能かどうかの判断が特定行政庁によって異なることは望ましくない。

※ホームエレベーターは、平成12年建設省告示1413号第1第六号により、「かごが住戸内のみを昇降するもの」として規定されている。

#### ◇ 要望・提案

総合住宅展示場における住宅の展示を目的とする住宅展示場（モデルハウス）について、安全上支障がない場合は、建築基準法第34条「昇降機」にあつては、住宅として適用している特定行政庁がある（多い）ことについて、国土交通省より、日本建築行政会議等で周知していただきたい。

なお、「安全上支障がない場合」とは、「JEAS-712（小規模建築物用小型エレベーターに関する標準）」と同等の基準である、ホームエレベーターでも過荷重検出装置を設けていること、および、運行管理者（展示場に駐在者）の管理のもとにエレベーターが利用できる環境であることを指す。

#### ◇ 理由等

- ・ 特定行政庁によっては、独自の住宅展示場に係る規定により、確認申請上「住宅」ではなくとも、建築設備としての「昇降機」に住宅の規定を適用する場合がある（例：愛知県が特定行政庁として所管する市町村には「展示用住宅」の取扱いとしている。）
- ・ また、安全上および防火上の支障がないと認められた場合、住宅展示場の用途に関わらず、設置が認められる事例も多くあり（住宅設備全般）、現状、ホームエレベーターの設置可否は各特定行政庁がそれぞれの規定に基づき判断している。
- ・ さらに、過去の旧建築基準法第38条による大臣認定では、国土交通省（建設省）が、住宅展示場（用途に関わらず）へのホームエレベーターの設置を認めていたという経緯もある。



◆愛知県「展示用住宅（モデルハウス）の取り扱いについて」

平成 26 年 5 月

展示用住宅（モデルハウス）の取扱いについて

愛知県建設部建築局建築指導課

展示用住宅（モデルハウス）については、建築基準法上、特殊建築物（展示場）として取扱ってきたところですが、住宅仕様として展示したい建築物を特殊建築物で取扱うことは実態と乖離が生じることから、下記のように取扱いを定めました。

記

- 1 建物用途は「展示用住宅」とし、建築基準法別表第 1（い）欄による特殊建築物として取扱わない。
- 2 建築基準法第 2 章にあたっては、原則として「住宅」の規定を適用する。  
なお、来場者への避難上の配慮をすること。
- 3 建築基準法第 3 章にあたっては、「展示場」の規定を適用する。
- 4 中間検査の対象外とする。
- 5 消防長又は消防署長の同意は必要とする。
- 6 この取扱いは、愛知県が特定行政庁として所管する市町村に適用される。

以上

◆平成12年建設省告示第1413号第1第六号

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

(平成12年5月31日建設省告示第1413号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。

六 籠が住戸内のみを昇降するエレベーターで、籠の床面積が一・三平方メートル以下のもの令第二百二十九条の六第一号、第二号、第四号及び第五号、第二百二十九条の七第二号から第五号まで、第二百二十九条の八第二項第二号、第二百二十九条の九並びに第二百二十九条の十第三項及び第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第二百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第二百二十九条の九の規定、第四号に適合するものにあつては令第二百二十九条の十第三項第二号の規定、籠の床面積が一・一平方メートル以下のものにあつては同項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

イ 籠は、次に定める構造とすること。

- (1) 平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第二第一号及び第三号から第八号までに定める基準に適合するものとする。
- (2) 籠の出入口の戸は、開き戸、折りたたみ戸又は引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
- (3) 開き戸又は折りたたみ戸である籠の出入口の戸は、閉じたときに、次の(i)から(iii)までに掲げるものを除き、隙間が生じないものであること。
  - (i) 籠の出入口の戸と出入口枠の隙間で、八ミリメートル以下のもの
  - (ii) 籠の出入口の戸と床の隙間で、八ミリメートル以下のもの
  - (iii) 籠の出入口の戸の突合せ部分の隙間で、八ミリメートル以下のもの
- (4) 開き戸又は折りたたみ戸である籠の出入口の戸は、籠の昇降中に、籠外に向かって開くことができない構造とすること。
- (5) 自動的に開閉する構造の開き戸又は折りたたみ戸である籠の出入口の戸は、次に掲げる基準に適合するものとする。
  - (i) 戸の質量(単位 キログラム)に戸の開閉時の速度(単位 メートル毎秒)の二乗を乗じて得た値が二十以下となるものであること。
  - (ii) 戸は、百五十二ニュートン以下の力により開閉するものであること。

- ロ 昇降路は、次に定める構造とすること。ただし、第三号に適合するものにあつては、(1)の規定は適用しない。
- (1) 平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに定める基準に適合するものとする。
  - (2) 昇降路の出入口の戸は、開き戸、折りたたみ戸又は引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
  - (3) 開き戸又は折りたたみ戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次の(i)から(iii)までに掲げるものを除き、隙間が生じないものであること。
    - (i) 昇降路の出入口の戸と出入口枠の隙間で、六ミリメートル以下のもの
    - (ii) 昇降路の出入口の戸と床の隙間で、六ミリメートル以下のもの
    - (iii) 昇降路の出入口の戸の突合せ部分の隙間で、六ミリメートル以下のもの
  - (4) 自動的に開閉する構造の開き戸又は折りたたみ戸である昇降路の出入口の戸は、次に掲げる基準に適合するものとする。
    - (i) 戸の質量(単位 キログラム)に戸の開閉時の速度(単位 メートル毎秒)の二乗を乗じて得た値が二十以下となるものであること。
    - (ii) 戸は、百五十ニュートン以下の力により開閉するものであること。
- ハ 籠外に向かつて開く開き戸若しくは折りたたみ戸である籠の出入口の戸又は昇降路外に向かつて開く開き戸若しくは折りたたみ戸である昇降路の出入口の戸を設ける場合には、地震時の転倒等により当該戸の開閉に支障を生じさせるおそれのある物を置かない旨を明示した標識を当該戸の近くの見やすい場所に掲示すること。

◆平成12年建設省告示1415号(第三号・第五号を抜粋)

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件

(平成12年5月31日建設省告示第1415号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百九条の五第二項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百九条の五第二項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重(単位 ニュートン)は、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- 三 昇降行程が十メートル以下で、かつ、かごの床面積が一・一平方メートル以下のエレベーター 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値
- 五 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第六号に掲げるエレベーター 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値(計算した数値が千九百八十を超える場合にあつては、千九百八十)

以上

令和3年度(2020年)住団連・建築規制合理化要望提案書

◇エレベーター設置申請に関する行政毎の独自様式追加書類の全国統一化

(起案者:パナソニック(株) 起案団体:日本木造住宅産業協会 分類:住宅設備)

◇ 現状・課題

エレベーター設置の際、建築基準法及び同法施行規則等に則って、設置者(代理者)が昇降機確認申請書類を作成し、特定行政庁や民間確認審査機関へ提出しているが、その際に、建築確認申請書とは別に各特定行政庁で独自の様式による追加書類の提出を求められることが多い。

これらの書類は、各特定行政庁が昇降機の設置状況を管理するための書類であるが、これらの書類で記載が求められる情報は、全て建築確認申請書類に記載されている内容を、管理者側(特定行政庁)が用意した独自様式へ転記することを求めたものであり、申請者(代理者)の負担となっている。

◇ 要望・提案

エレベーターの確認申請に関する追加書類の書式(様式)を全国統一のものとしていただきたい。

◇ 理由等

全国の各特定行政庁が異なった書式を運用し、記載する情報も各特定行政庁によって異なっている。申請書類作成時に追加書類への自動転記等ができる工夫もなされておらず、エレベーターを設置する申請者(代理者)が建築確認申請書類と同じ情報を記載し、作成しているため、多大な手間を要している。

働き方改革が問われている昨今、統一書式として見直しをしていただきたい。

資料：追加書類の例

・愛知県名古屋市

1階  2階  3階  4階  5階  6階  7階  8階  9階  10階  11階  12階  13階  14階  15階  16階  17階  18階  19階  20階  21階  22階  23階  24階  25階  26階  27階  28階  29階  30階  31階  32階  33階  34階  35階  36階  37階  38階  39階  40階  41階  42階  43階  44階  45階  46階  47階  48階  49階  50階  51階  52階  53階  54階  55階  56階  57階  58階  59階  60階  61階  62階  63階  64階  65階  66階  67階  68階  69階  70階  71階  72階  73階  74階  75階  76階  77階  78階  79階  80階  81階  82階  83階  84階  85階  86階  87階  88階  89階  90階  91階  92階  93階  94階  95階  96階  97階  98階  99階  100階

027 1 23017 パナソニックホームエレベーター株式会社 愛知県名古屋市  
 100 1 284728 06-6908-5848

501 20 1

愛知建設局 指定検閲名  
 申請年月日 年 月 日 指定検閲回数番号

・愛知県

様式第3(その1) (第4条の2関係)  
 建築設備等設置概要書 エレベーター  
 小荷物専用昇降機

愛知県知事 殿 令和 年 月 日  
 報告者 住所  
 氏名

建築基準法施行細則第4条の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

設置場所		登録済交付年月 日及び番号	年 月 日
建物名称	建築用途・規模		
建築確認 令和年月日 第 号	設計事務所名 大阪府知事登録(ハ) 第23017号	パナソニックホームエレベーター株式会社 一級建築士事務所	
所有者の 住所・氏名	〒		
管理者の 住所・氏名	〒		
製造会社名	パナソニックホームエレベーター株式会社		
工事施工者名	パナソニックホームエレベーター株式会社		
設置箇所	建物内	用途	乗用(ホームエレベーター)
定員	3人	積載量	200 キログラム
定格速度	20 m/分	積載荷重	1960 ニュートン
かご	間口(m) 奥行(m) 高さ(m)	小荷物専用昇降機の 出し入れ口の下部の 圧面以上の高さ	
※完了検査	年 月 日 ※検査済証交付	年 月 日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 ※印刷には、記入しないこと。



・富山市

富山市

原 本 番 号		<b>昇 降 機 台 帳</b>										(表)		
		(エレベーター用)												
昇 降 機 種 類	年 月 日	建 築 物 名 称				所 有 者		管 理 者						
建 築 物 種 別	番 号 第 号					建 築 物 種 別		建 築 物 種 別		建 築 物 種 別				
昇 降 機 設 置 箇 所		( ) 号 機		用 途		定 員		名		定 積 載 量		kg		
製 造 会 社 名		設 置 年 月 日		年 月 日		工 事 施 工 者 名								
定 格 速 度	m/分	昇 降 行 程	m	停 止 箇 所	機 房 地 上 地 下	機 械 室	間 隔	m	奥 行	m	高 さ	m		
機 械 受 ば り			昇 降 路 構 造				間 隔	m	底 部	m	敷 居 間	cm		
規 定 最 小 積 載 荷 重	kg	自 重	kg	内 法 口	内 法 口	内 法 口	内 法 口	内 法 口	内 法 口	内 法 口	内 法 口	内 法 口	内 法 口	
	非 常 口 積 載 面 積	( × ) m <sup>2</sup>		外 原 内 原	鋼 板、伸 縮 ( ) 電 手 動	鋼 板、伸 縮 ( ) 電 手 動	戸 の 開 き う ろ の 広 さ	幅	m	高 さ	m			
ロ ー プ 構 造	シ ー ル ウ ォ ー リ ン ト ン	本 づ 燃	直 径	mm	使 用 数	本	ロ ー プ 1 : 1 2 : 1	安 全 係 数		平 衡 荷 重	kg			
安 全 装 置	電 磁 交 流 非 常 止 め	早 利 き 次 第 利 き	緩 衝 器	発 油 糸 入	調 速 器	ボ ー ル デ ス ク	非 常 信 号	イ ン タ ー ホ ン 電 話、ベ ル	操 作 方 式					
巻 上 機 製 造 番 号		電 動 機 製 造 番 号		油 圧 ユ ニ ッ ト		作 動 圧 力						kg/cm <sup>2</sup>		
巻 上 方 式	電 交 流 直 流	交 流 電 動 機				直 流 電 動 機				直 流 発 電 機		直 流 励 磁 機		
	G.D. G.L.	電 圧	電 流	周 波 数	出 力	回 転 数	電 圧	電 流	出 力	回 転 数	電 圧	出 力	電 圧	出 力
油 圧	間 接 式 他	V	A	Hz	kW	r/min	V	A	kW	r/min	V	kW	V	kW

(裏)													
記 事													

建 築 物 平 面 図

附 近 見 取 図

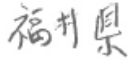
・大阪府大阪市

大阪府	
受付年月日	令和 年 月 日
受付番号	第 号
確認年月日	令和 年 月 日
確認番号	第 号
<input type="checkbox"/> 申請する昇降機等 <input checked="" type="checkbox"/> 建築物(第20条第1項) 遊戯施設 観光用昇降機 <input type="checkbox"/> 建築設備(昇降機以外)	
<b>建築設備台帳(昇降機・遊戯施設・建築設備)</b> (第一画)	
【1.設置者又は発注者】 【1.氏名】 【1.住所】	
【2.代理人】 【2.氏名】 【2.住所】	
【3.設計者】 【3.氏名】 【3.住所】	
【4.資格】 【4.氏名】 【4.住所】	
【5.その他設計者】 【5.氏名】 【5.住所】	
【6.工事種別】 【6.1.種別】 【6.2.区分】 【6.3.構造】 【6.4.その他】	
【7.工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他( )	
【8.その他必要事項】 (※昇降機以外の建築設備の場合のみ記入)	
【9.工事完了予定年月日】 令和元年 月 日 【10.備考】	
【11.建築標準法による処分等の概要(確認・検査関係)】	
【1.建築確認】 【1.確認済証交付者】 【1.確認済証番号】 【1.確認済証交付年月日】	
【2.中間検査】 【2.検査日】 【2.中間検査合格証交付者】 【2.中間検査合格証番号】 【2.中間検査合格証交付年月日】	
【3.完了検査】 【3.検査日】 【3.検査済証交付者】 【3.検査済証番号】 【3.検査済証交付年月日】	
【4.その他処分】 【4.1.報告年月日】 【4.2.報告年月日】 【4.3.報告年月日】 【4.4.報告年月日】 【4.5.報告年月日】	
【5.備考】	

・大阪府枚方市

事前協議番号(申出年月日)	受付番号(受付年月日)	確認済証番号(確認年月日)	交付(報告)年月日	受領印
( 年 月 日 )	第 号 ( 年 月 日 )	第 号 ( 年 月 日 )	年 月 日	
計画変更申請に係る元確認番号		中間検査(対象・非対象)		
氏名	住所	特定工事	1回目	2回目
地名地番	枚方市	申請受付日	年 月 日	年 月 日
用途地域	その他の区域・地域等	合格番号	第 号	第 号
防火地域	防火・準防火・指定なし	発行年月日	年 月 日	年 月 日
主要用途	工事種別	交付(報告)年月日	年 月 日	年 月 日
申請部分	申請以外の部分	受領印		
建築面積	延べ面積	公庫・備考		
階数	構造	完了検査		
第6条第1項	第9条(建・代・施)	申請受付年月日		
第9条(建・代・施)	第10条(建・代・施)	検査済証番号		
第10条(建・代・施)	第11条(建・代・施)	発行年月日		
地番訂正		交付(報告)年月日		
		受領印		





昇降機・建築設備・工作物台帳  
(確認申請・計画通知)

番 号 第 号  
通知日

【1.設置者、建造主又は通知者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.住所】
- 【ホ.電話番号】

【2.代理者】

- 【イ.建築士事務所名】 パナソニック ホームエレベーター株式会社 一級建築士事務所
- 【ロ.郵便番号】 571-8686
- 【ハ.所在地】 大阪府門真市大字門真1048番地
- 【ニ.電話番号】 06-6908-5848
- 【ホ.氏名】 田原 俊之

【3.設計者】

- 【イ.建築士事務所名】 パナソニック ホームエレベーター株式会社 一級建築士事務所
- 【ロ.郵便番号】 571-8686
- 【ハ.所在地】 大阪府門真市大字門真1048番地
- 【ニ.電話番号】 06-6908-5848
- 【ホ.氏名】 田原 俊之

【4.工事施工者】

- 【イ.営業所名】 建設業の許可（大阪府知事） 第（般・27）124833号  
パナソニック ホームエレベーター株式会社
- 【ロ.郵便番号】 571-8686
- 【ハ.所在地】 大阪府門真市大字門真1048番地
- 【ニ.電話番号】 06-6906-2368
- 【ホ.氏名】 パナソニック ホームエレベーター株式会社 部長 永井 完知

【5.設置する建築物又は工作物】

- 【イ.所在地・地名地番】
- 【ロ.名称】
- 【ハ.用途】

【6.昇降機の概要】

- 【イ.種別】 エレベーター（ホームエレベーター）
- 【ロ.用途】 乗用
- 【ハ.積載荷重】 200kg
- 【ニ.最大定員】 3名
- 【ホ.定格速度】 2.0m/min

【7.建築設備の概要】

- 【イ.用途】
- 【ロ.種別】

【8.工作物の概要】

- 【イ.種類】
- 【ロ.高さ】
- 【ハ.構造】
- 【ニ.工事種別】
- 【ホ.その他】

【9.法 88 条②による工作物】

- 【イ.用途】
- 【ロ.高さ】
- 【ハ.工事種別】
- 【ニ.築造面積】 (申請の部分) (申請以外の部分) (合計)
- ( ) ( ) ( )
- (㎡) (㎡) (㎡)
- 【ホ.工作物の数】 ( ) ( ) ( )

※内容変更・取りやめ・備考

建築主事 \_\_\_\_\_  
完了届 \_\_\_\_\_年 月 日  
検査済証 第 \_\_\_\_\_号 \_\_\_\_\_年 月 日

エレベーター追加書類内容まとめ

	特定行政庁	—	栃木県	群馬県	茨城県	山梨県	静岡県	静岡県 静岡市	愛知県	愛知県 豊田市	愛知県 名古屋市	富山県 富山市	福井県	大阪府 大阪市	大阪府 枚方市	熊本県 熊本市	備考
	書類名	確認申請書 (昇降機)	確認・工事完了連絡書				昇降機設置計画書(エレベーター)		建築設備等 設置概要書	建築設備等 設置計画概要書(エレベーター・小荷物専用昇降機)	OCR票 昇	富山県 昇降機台帳 (エレベーター用)	昇降機・建 築設備・工 作物台帳	建築設備台 帳(昇降 機・遊戯施 設・建築設 備)	確認申請 (計画通 知)調査票		
確認申請	確認年月日	行政庁等 が記入	○				○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	
	確認番号	行政庁等 が記入	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
設置者	氏名	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	設置者、所有者、建築主、築 造主等さまざまな表現あり
	住所・電話番号	○	○				○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	
代理者 (報告者)	資格	○	—				—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
	氏名	○	—				—	○	○	—	—	○	○	○	—	○	
	建築士事務所名	○	—				—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	
	所在地・電話番号	○	—				—	○	○	—	—	—	○	○	—	○	
設計者	資格	○	—				—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
	氏名	○	—				—	—	—	○	—	—	○	○	—	—	
	建築士事務所名	○	—				—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	登録番号
	所在地・電話番号	○	—				—	—	—	○	—	—	○	○	—	—	
施工者	氏名	○	○				○	○	○	—	—	○	○	○	—	—	
	営業所名 建設業許可	○	—				—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	
	住所・電話番号	○	○				○	—	—	—	—	○	○	○	—	—	
管理者	住所	—	—				○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
	氏名	—	—				○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	
昇降機 製造会社	会社名	—	○				—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	
	所在地	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建築物	所在地	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	用途地域・防火地域等	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
	敷地面積	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
	名称	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	用途	○	○				○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	
	規模	—	—				○	○	○	—	○	—	—	—	○	○	床面積、階数
	構造	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
住宅の利用関係	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	持家・貸家等	
昇降機	種別	○	○				—	—	—	○	—	○	○	○	—	—	設備の種類 エレベーター等
	用途	○	○				○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	
	積載荷重	○	—				—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	
	最大定員	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	
	定格速度	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	
	その他必要事項	型式番号	—				制御方式、操作方式	—	—	—	—	操作方式・非 常信号他	—	型式番号	—	—	
	積載量	—	○				○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	
	かご	—	—				○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	かご寸法、天井高、自重
	昇降路	—	—				○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	構造、囲い材料、レール等
	昇降行程	—	—				○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	
	駆動様式	—	○				—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	ロープ式、油圧式等
	機械室の有無	—	○				—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	
	中央管理室	—	—				△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電動機容量	—	○				○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
	安全装置等	—	—				○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
	乗り場・出入口	—	—				○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	停止箇所
	油圧装置	—	—				○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
ロープ(主索)	—	—				○	—	—	—	—	○	—	○	—	—		
台数	—	○				—	—	—	—	△	△	—	—	—	—		
工事予定日時	着手予定	○	—				—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
	完了予定	○	—				—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	
	特定工程終了予定	○	—				—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
その他備考	中間検査年月日合格章番号	—	—				—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
	建築検査済証番号交付年月日	○	—				○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	
	指定確認検査機関名	—	—				○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	
	その他処分	—	—				—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
定期報告等	—	—				—	—	—	—	—	—	—	○	—	—		

△は、業務用エレベーターと共通書式のため使用しない欄

＜確認申請書の様式＞ 施行規則第1条の3第4項第一号のハ  
 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあっては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類  
 (1)次の表一の各項目の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項目の(ロ)欄に掲げる図書  
 (2)次の表二の各項目の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項目の(ロ)欄に掲げる図書（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限り）

表一

(イ)	図書の種類	(ロ) 明示すべき事項	施行規則第2条の2による緩和		商品特性による付加要件	
			型式認定 取得による効能	製造者認証 取得による効能		
(10)	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置	-	-	機械室レスの為、不要	
		エレベーターの機械室の出入口の構造	-	-		
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	-	-		
		エレベーター昇降路の壁又は開口の全部又は一部を有さない部分の構造	-	-		
	床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	-	-		-
		乗用エレベーター及び複台エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員	-	認証書添付により不要		-
	エレベーターの仕様書	昇降行程	-	認証書添付により不要		-
		エレベーターのかごの定格速度	-	認証書添付により不要		-
		保守点検の内容	-	認証書添付により不要		-
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	-	認証書添付により不要		-
		エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	-	認証書添付により不要		巻胴式の為、不要
		エレベーターの釣合おりの構造	-	認証書添付により不要		-
		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は開口及び出入口の戸の位置及び構造	-	認証書添付により不要		-
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造	-	認証書添付により不要		-
エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法		-	認証書添付により不要	-		
エレベーターの制御器の構造		-	認証書添付により不要	-		
エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	エレベーターの安全装置の位置及び構造	-	認証書添付により不要	-		
	乗用エレベーター及び複台エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を提示する位置	-	認証書添付により不要	-		
	乗用エレベーター及び複台エレベーターである場合にあっては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離	-	認証書添付により不要	-		
エレベーターの強度検証法により検証した際の計算書	エレベーターの昇降路内の突起物の種別、位置及び構造	-	認証書添付により不要	-		
	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離	-	認証書添付により不要	機械室レスの為、不要		
	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	-	認証書添付により不要	-		
令第129条の4第3項第六号又は第七号の規定に適合することの確認に必要な図書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力	-	認証書添付により不要	-		
	主要な支持部分等の断面に生ずる応力及び安全装置作動時の各応力	-	認証書添付により不要	-		
	主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力	-	認証書添付により不要	-		
エレベーターの荷重を算出した際の計算書	令第129条の4第3項第六号の構造計算の結果及びその算出方法 ⇒地震に対する構造計算結果	-	認証書添付により不要	-		
	令第129条の4第3項第七号の構造計算の結果及びその算出方法 ⇒屋外に設けるエレベーターの風圧に対する構造計算結果	-	認証書添付により不要	屋内設置の為、不要		
エレベーターの使用材料表	エレベーターの各部の固定荷重	-	認証書添付により不要	-		
	エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法	-	認証書添付により不要	-		
	エレベーターのかごの床面積	-	認証書添付により不要	-		
	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は開口及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く）に用いる材料の種別	-	認証書添付により不要	-		
	エレベーターの機械室の出入口に用いる材料	-	認証書添付により不要	機械室レスの為、不要		

表二

(イ)	(ロ)	緩和		
(15) 令第129条の4第1項第三号の認定を受けたものとする構造のかご及び主要な支持部分を有するエレベーター	令第129条の4第1項第三号に係る認定書の写し	認証書添付により不要	認証書添付により不要	-
(16) 令第129条の8第2項の認定を受けたものとする構造の制御器を有するエレベーター	令第129条の8第2項に係る認定書の写し			-
(17) 令第129条の10第2項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエレベーター	令第129条の10第2項に係る認定書の写し			-
(18) 令第129条の10第4項の認定を受けたものとする構造の安全装置を有するエレベーター	令第129条の10第4項に係る認定書の写し			-
施工規則 第2条の2第一号口(4)	法第37条第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築設備：法第37条第二号に係る認定書の写し ⇒防火認定	認証書添付により不要	認証書添付により不要	-

＜建築設備に関する確認申請書および確認済証の様式＞ 施行規則第2条の2第2項  
 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に係る確認の申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。  
 一 認定型式に適合する建築設備  
 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、**同表の(ロ)欄に掲げる図書**についてはこれを添えることを要しない。  
 二 認証型式部材等を有する建築設備  
 認証型式部材等に係る**認証書の写しを添えたもの**にあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、**同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書**についてはこれを添えることを要せず、**同表の(ニ)欄に掲げる図書**については**同表の(イ)欄に掲げる事項を明示することを要しない**。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
(5) <u>エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの</u>	第1条の3第4項の表一の(10)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の <b>計算書</b> 、同項の表二の(15)項、(16)項、(17)項及び(18)項の(ロ)欄に掲げる <b>図書</b> 並びに前項第一号口(4)に掲げる <b>図書</b>	第一条の3第4項の表一の(ロ)欄に掲げる図書のうち令第136条の2の11第二号の(8)項に掲げる規定が適用されるエレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものに係るものに係る図書(各階平面図及び第1条の3第4項の表一の(10)項の(ロ)欄に掲げるエレベーターの構造詳細図を除く)	第1条の3第4項の表一の(10)項の(ロ)欄に掲げるエレベーターの構造詳細図	昇降路の構造以外の事

以上